

## 第三十一回 参議院商工委員会會議録 第二十四号

(三〇六)

昭和三十四年三月三十一日(火曜日)午前十一時一分開会

## 委員の異動

三月二十六日委員鈴木万平君辞任につき、その補欠として白井勇君を議長において指名した。

三月二十七日委員白井勇君、上林忠次君、上原正吉君及び西岡ハル君辞任につき、その補欠として梶原茂嘉君、小澤久太郎君、木内四郎君及び森田豊壽君を議長において指名した。

三月二十八日委員木内四郎君辞任につき、その補欠として上原正吉君を議長において指名した。

三月三十日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

本日委員森田豊壽君辞任につき、その補欠として最上英子君を議長において指名した。

三月二十九日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

三月三十日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

三月三十日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

三月三十日委員梶原茂嘉君辞任につき、その補欠として鈴木万平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長

田畠 金光君

理事

上原 正吉君

小幡 治和君

委員

島 清君

小澤久太郎君

木島 虎藏君

鈴木 万平君

高橋 進太郎君

堀本 宜實君

高橋 蒼君

堀本 最上

英子君

○改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

本日の会議に付した案件

○理事の補欠互選

日本炭鉱業合理化臨時措置法の一都を

改正する法律案(内閣提出、衆議院

送付)

参考人

日本石炭鉱業連合会常任理事

事務局側

通商産業省

中小企業庁長官

通商産業省

中小企業局長

通商産業省

売商以外の者の小売面への進出により経営の不振と不安定とに悩んでいます。政府は、かかる点に思いをいたし、小売商業について特別な措置をとり得るよう、第二十六回国会において小売商業特別措置法案を提案いたしましたのであります。

政府は、かかる点に思いをいたし、小売商業について特別な措置をとり得るよう、第二十八回国会において審議未了となりましたので、あらためて十分再検討を加えた上、前国会に本法案を提案したのであります。が再び審議未了となりましたので、このたびあらためて提案するに至った次第であります。が、衆議院におきまして、一部修正をして申上げますと、

第一に、都道府県知事は、いわゆる購買会の事業活動が中小小売商の利益を著しく害すると認めるとき、その員外利用を禁止し、さらに必要があれば、その禁制を確保するため必要な命令を出し得ることとしたのであります。

第二に、消費生活協同組合は、消費生活協同組合法において行政庁の許可を受けた場合に員外利用を認めているのであります。が、この員外利用の許可申請があつた場合におきましても、当該行政庁は中小小売商の利益を著しく害するおそれがあると認める場合には、許可を与えてはならないこととして申上げます。

第三に、いわゆる小売市場につきましては、近年大阪、神戸、名古屋等の都市においてその乱立による過当競争が激化し、しばしば不公平な取引方法が用いられているのであります。が、か

かる小売市場の乱立の根源をなしてい市場業者による過大な家賃等の徴収を防止するため、ます特定期の市においては、市場業者の貸付契約について都道府県知事の許可を要することといたしましたが、改正点の概要を私から御説明申し上げます。

第一は、法律の題名を小売商業調整道府県知事に対する規制をとるため、また市場内小売商の不公平取引について、都道府県知事及び公正取引委員会が必要な措置をとるための規定を設けることとしたのであります。

第四に、生産業者の直売行為、卸売商の小売行為等中小小売商の事業活動にかかる紛争につきましては、あつせん又は調停を行うこととしたといたしますとともに、必要があれば都道府県知事又は主務大臣が紛争の当事者に対して勧告できることとしたとして紛争の解決に万善を期したのであります。

以上述べました通り、本法案は、小売商業の事業活動の機会を確保し、小売商業の正常な秩序を阻害する要因を除去するためのものであります。中企団体の組織に関する法律の円滑な運用と相まって中小小売商の経営の安定と向上とを期待するとともに、ひいては国民経済の健全な発展に寄与することを目的としているのであります。

以上が政府の提案いたしました小売商業特別措置法案の趣旨でござりますが、衆議院におきまして、御審議の結果一部修正をみております。何とぞ御審議の上可決せられますようお願いいたします。

○委員長(田畠金光君) 次に、小売商業特別措置法案は、衆議院において修正部正の上、送付されたものであります。この際、修正案の提出者より修正部分について説明を聴取いたします。

○衆議院議員(小平久雄君)

ただいま議題となつております小売商業特別措

置法案は衆議院において修正案を採択いたしましたが、修正点の概要を私から御説明申し上げます。

第一は、法律の題名を小売商業調整特別措置法としたことであります。

第二は、消費生活協同組合に対する員外利用の許可及び措置命令に関する規定、すなはち原案の第三条及び第四条について、これと同趣旨のものを

消費生活協同組合法において規定することとし、かつ措置命令について若干の修正を加えた点であります。

なお、これに伴いまして購賣会に対する措置命令についても所要の修正を行いました。

第三は、小売市場の許可について貸付のみならず、譲渡についても許可を要することにいたしますとともに、許可の基準につき過当競争のおそれがない限り許可するという趣旨を明らかにした規定を設けたことがあります。

第四は、指定区域内で指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第五は、あつせん調停等は物品の流通秩序の適正を期すことといたしまことに、字句の修正を行なつたことであります。

以上修正の骨子を申し上げましたが、細部にわたる点につきましては、御質問に応じお答え申し上げたいと存じます。

○委員長(田畠金光君) 次に、両案の内容説明を求めます。

○政府委員(櫻井誠明君) それでは簡単に申し上げます。

先ほど大臣から提案理由の説明を要しましたが、修正点の概要を私から御説明申し上げます。

第一は、法律の題名を小売商業調整特別措置法としたことであります。

第二は、消費生活協同組合に対する員外利用の許可及び措置命令に関する規定、すなはち原案の第三条及び第四条について、これと同趣旨のものを

消費生活協同組合法において規定することとし、かつ措置命令について若干の修正を加えた点であります。

なお、これに伴いまして購賣会に対する措置命令についても所要の修正を行いました。

第三は、小売市場の許可について貸付のみならず、譲渡についても許可を要することにいたしますとともに、許可の基準につき過当競争のおそれがない限り許可するという趣旨を明らかにした規定を設けたことがあります。

第四は、指定区域内で指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第五は、あつせん調停等は物品の流通秩序の適正を期すことといたしまことに、字句の修正を行なつたことであります。

以上修正の骨子を申し上げましたが、細部にわたる点につきましては、御質問に応じお答え申し上げたいと存じます。

率炭鉄といふうにわれわれが考へておりましたものが約六百万トンであったわけですが、そのうちの七割程度が買い取られることになります。それで、残りの三割程度のものの中でも、努力して非能率炭鉄からもう少し上のランクにはい上って、自力で自活できるというふうになりつつあるものもござりますし、あるいは今まで買上げたものの中でも、必ずしもなるべくいうふうに現行の規則で規制するものではありませんが、そのうちの七割程度が御承知のように現在合理化法に基づきまして、先ほど申し上げましたように三百三十万トンの非能率炭鉄を事業団において業務を進めております。ところが昨年の八月末までに三百三十万トンのワクに対しまして三百八十五万トンの申し込みがございました。これが増加するであろうということを期して、ワクを五十五万トン以上オーバー買上げるということで石炭鉄業整備事業団において業務を進めております。

さて、これに伴いまして購賣会に対する措置命令についても所要の修正を行いました。

第五は、あつせん調停等は物品の流通秩序の適正を期すことといたしまことに、字句の修正を行なつたことであります。

第六は、指定期間内に指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第七は、指定期間内に指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第八は、指定期間内に指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第九は、指定期間内に指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第十は、指定期間内に指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

第十一は、指定期間内に指定商品の小売業を兼業する製造業者または卸売業者は、都道府県知事に届け出なければならぬといふ規定を設けたことがあります。

以上修正の骨子を申し上げましたが、細部にわたる点につきましては、御質問に応じお答え申し上げたいと存じます。

り大きな失業問題のために非常に社会的な不安を起すところまでは至つておりません。問題は九州が圧倒的に入らんでいるわけでございますが、これにつきましては、関係各省——労働省、建設省、運輸省等関係各省の協力を得まして、三十四年度の公共事業費あるいは失業対策費といったようなものを重点的に北九州地方に投入するということから、われわれいたしましては、一応今回百万吨について発生いたします失業者等については、三十四年度における予算の増加分で十分に賄い得るという自信をもってここに国会に法案を提出し、御審議をお願いいたわけでございます。

御承知のように石炭につきましては、炭主油從政策といふものをとつておりますが、これは申すまでもない、できるだけ早い機会に石炭が石油に対し競争的な価格で競争できるようになるということを前提としたままでは、炭主油從政策といふものを使っておりますが、これは申すまでもない、できるだけ早い機会に石炭が石油を使つていただきたいというふうに、各方面に御協力を要請しているわけですがござりますが、その炭主油從政策を行なった際にも、できるだけ石炭業界の体質改善をはかつて、能率的な健全な企業が操業できるという格好にあつていくことが不可欠の第一歩でございますので、われわれいたしましては、炭主油從政策の裏づけとしても、ぜひこの際、非能率炭鉱の買上げを促進するということによりまして、大きな目的に邁進いたしたい、かように存じて次第でござります。

以上簡単でございますが、先ほどの大臣の提案理由に補足して、今回出

ました改正案の内容を説明させていた

だいたわけでござります。

○委員長(田畠金光君) 岩武中小企業

府長官。

○政府委員(岩武照彦君) それでは衆議院から送付されて参りました小売商業調整特別措置法案の内容を御説明申し上げます。

政府原案の小売商業特別措置法案と

いうのが、法案の名前が變りまして、調整という字句が入りまして、小売商業調整特別措置法案、これは先ほど申し上げた通りであります。

第一条は、本法の目的を書いたのでございまして、内容といたしましては、小売商業の事業活動のチャンスを確保するということと、小売商業の正常な秩序を維持する、秩序を阻害する要因を除去するということが目的でござります。

それから第二条でございますが、これは購買会事業と申しますのは、御承知のように、現在各事業で行なわれております。購買会事業と申しますのは、御承認する規定でございまして、その点はあとで御説明いたします。

それから第三条以下は、いわゆる小売市場に関する規定でございます。小売市場と申しますのは、俗にマーケットといふやうなことで言われております。購買会事業と申しますのは、生鮮食料品の販売を含んでおりまする集団店舗、日用品ことに生鮮食料品の意味でございまして、横浜市、あるいは名古屋市、大阪市、京都市、神戸市等でたくさんできておりまして、それが非常に乱立いたしまして、かえつて経営の基礎を危うくし、中に入つておられますのが、従業員以外の者に対する影響を及ぼしまして、その利益を著しく害する

ことと、あるいは法人の場合もそうと認めるときに、その購買会事業を行なう者に対しまして、従業員以外に利用

が、その日から一年以内の者といふ場合には許可してはならない、こというふうになつております。

第六条は、経過規定でございまして、これも先ほど申しましたように、これは地域を指定いたしますので、その地域内で現に法律施行当時、小売市場を営んでいるものについての扱い

方、これは許可を受けたものとみなすとを示す証明書を提示させるというふうなものが、この事業を利用してもいいことと、あるいは従業員であるが、この事業を利用するためには従業員であるときには、この従業員以外の者が、この事業を利用してもいいことと掲示させる、

申しましたように、生鮮食料品を売つて命令し得る、いわゆる措置命令に

して命令し得る、いわゆる措置命令に

関する規定でござります。

それから第四条は、その許可申請の利用につきましての規定でございまして、これは先ほど御説明がありました。

それから第五条は、これが申請手続でござります。

第五条でございますが、これは申請

が、第三条の趣旨でござります。

それから第六条は、その許可申請の手続でござります。

第六条でございますが、これは申請

が、第三条の趣旨でござります。

それから第七条は、これは許可を受けた小売

市場、あるいは許可を受けたものとみなされている小売市場につきまして、

床面積の増加の場合には新しく許可が必要。あるいは貸付条件、または譲渡

条件の変更の際に許可が必要となること

であります。要するに必要な条件

の変更の場合に許可が必要といふこと

でござります。

第八条は、これは要するに、今

前は、一定の貸付あるいは譲渡の条件

を申請書に記載して許可を受けるわけ

でござりますするから、その条件通り履行されるかどうかというふうなことを、い

わば確保する意味の規定で、申請書記載の通りの条件で、現実の貸付契約

あるいは譲渡契約をしなければいけない、こういふ趣旨の規定でございま

す。

第九条は、これは許可を受けた者の承継の規定でござります。

第十条は、これは許可を受けた者が

正当な理由がなくて小売市場を開設しない、一年以上開設しないという場合

は許可を取り消し得る、こういうこと

でござります。

第十一号は、これは施行上の政令で

あります。

第十二条は、これはいわゆる不公正取引に関する規定であります。小売市場の中に入つております小売商が不公平な方法で取引をいたしまする場合に、都道府県知事が公取委員会の発動を求める、こういうふうな趣旨の規定でございます。

けませんので、一事件ごとに都道府県知事が調停員を委嘱いたしますし、これによって事件の解決をはかる。こういうふうにしております。

第十四条でござりますが、これに今度新しく修正せられました規定でありまして、製造業者あるいは御充業者で、指定地域において指定物品を販売している者は都道府県知事に届出をしておればいけない、こういう趣旨の規定であります。要するに、そういう地域におけるそういう商品の小売状況の実態を把握しよう、こういう趣旨の規定であります。

旨の規定も十七条あるいは十八条に入れております。

十九条、これは普通の法律にございまする報告徴収及び立ち入り検査等の規定であります。

二十一条は、異議の申し立ての規定でございます。

それから二十二条は省令に委任されおるその省令に関する規定であります。

は小売商業者とその他の者のとの紛争が  
起きました際における解決の方法等を  
規定しているものでございまして、十  
五条から二十三条まで及んでおります。  
それで、原告といふことは、中小

が、付則におきまして、先ほど冒頭で申し上げましたように、消費生活協同組合の員外利用の関係におきまして、消費生活協同組合法の改正を行なつてあります。付則の第三項以下でござい

の小売業者とその他の者との小売行為に関する紛争でございます。製造業者との場合、あるいは卸売業者と小売業者との場合、あるいはその他の者と小売業との間に紛争が起つた場合には、

ます。これは御案内のように、消費生  
活協同組合法では、物品の供給は組合員  
員に対してのみ行えるというふうにな  
つておりますして、「但し」、「いたし  
まして、行政の許可があつた場合に

都道府県知事が申請に基きまして、あつせんあるいは調停を行ひ得る、なういうことが書いてございまして、なう四号といたしまして、小堀市場の関係におきまして紛争が起つた場合も、これに準じて行える、こういうふうに書いてございます。

はこの限りにあらず、こういうふうになつておりますが、そのただし書きによりまするいわゆる員外利用の許可を与えまする際に、中小売小売商業者の事業活動に影響を及ぼして、その利益を著しく害するおそれがあるときには、この員外利用の許可をしてはならない

あつせんは特別な規定はないまぜんけれども、調停におきましては第六条にございますが、やや専門的知識を要し、かつ公平を旨としなければいい

というものが第四項の規定でありますて、第五項におきまして、その員外利用を行わないよう確保するため、先ほど購買会事業で申し上げましたと

同じ趣旨の措置命令を出し得る規定を入れております。なお、第六項におき

しての出席を求められておりますので、これが済んだらこちらに歸つて参ります。

○島浦君 本法のねらいとするところ  
○鹿田通春 それよりお待ちいたしま  
しょう。

は、登録制度を設けてそして輸出振興事業協会を作ると、この二つのねらい

があるようですが、登録の問題については私が先般の委員会で、國をあげて

大騒ぎをした団体組織法ではそれはでききないのか、その他関係法律を活用し

てはできないのかといふような御質問を申し上げて一応の御答弁をいただい

たわけでしたが、私は輸出振興事業協会については確かにまだお尋ねをして

ないようだと思うのです。きょうは事業協会についてお尋ねをしたいのです

が、今でも何か株式会社みたようなものを作つて双眼鏡の一手買い上げと

いいですか、そういうふうなことをやつておるわけなんですね。そこで私

などが非常に懸念をいたしますことは、輸出振興事業協会というものに

は、この法案によりますと、業者の意見が反映できるような建前をとつてない

のですね。通産大臣が非常な力を持ちまして運営をするという建前になつて

いるのですが、しかばこの本法案のねらいである海外市場の開拓、貿易の

振興ということについては、実際の業務を扱うものはこの協会ではなくして

貿易振興会にやらせると、こういうことなんですね。そうすると何のことば

ない、この事業協会というのは業者の上に君臨をして、そうして単なるトン

ネル口銭をとるような団体に終つてしまふ  
うんじやないかと。こういうような憂

いを深くするわけであります。片一方

においては登録制を設けて、そして生殺与奪の権を役人さんが握っておつて、そうして作られた生産部門においてはこういうふうに握られておつて、そうちますと、その作つた製品については、これは輸出品でありますから、輸出振興事業協会の方で、おそらく業者とは無関係とまでは言いませんけれども、業者の意思とは別個な形において運営ができるような団体がある。生産の面では締めつけられ、そうちして輸出の面でも締めつけられる。それじやこの事業協会というものが実際の輸出振興をはかるならばこれはまた別でありますけれども、それはまたジエトロの方にやらせるということになりますと、両面から業者は締めつけられるという形になると思うのです。そこで私は、これが全くの新しい構想であればこういう懸念はないと思うのですが、今でも何か双眼鏡に関しては株式会社ですかがありまして、そうちて手数料か何か取つてているのですね。それが行き詰まつてしまつたので、こういう形で一種の救済機関を作つて何かやるのではないかといふような懸念がないでもないのですね。そこで私のこういう懸念というものが杞憂であれば非常に幸いりますけれども、今この株式会社ですか、これの運営についてもう少し実態を門外漢でもわかるように一つ御説明を願いたい。それは手数料は幾らとつてあるか。それからその会社ができたことによつて、双眼鏡の業者が若干救済された事実があるかどうか。その会社というものが貿易の面でどういう役割を果してきただか。そして、その会社のいわゆる運営の衝に当る重役陣といふか幹部の諸君

は、どういう経歴を持つた諸君によって構成されているか。そしてその諸君の俸給といいますか、そりつたような給付面はどういうふうになつてこの五点について御説明を願いたい

○政府委員(小出榮一君) ただいま輸出振興事業協会の問題に關連いたしまして、現在双眼鏡の業界にござりますます双眼鏡輸出振興株式会社の内蔵あるいはその運営の実態についてのお尋ねがあつたのであります。お話を通り輸出振興事業協会の組織は、従来ない新しい形態といたまして、特別な法人を設立してやるわけござりまするが、既存の双眼鏡等におきまする輸出振興株式会社といふようなものの存在は、輸出振興事業協会ができますと、これに対して発展的に解消する、こういうふうな建前にならうかと思うのであります。

そこで、既存のそういう輸出振興株式会社というものが、どういうふうな背景で出てきたかということをございまするが、この会社ができるまでの業界の背景と申しますが、これは御承知の通り双眼鏡の業界におきましては非常に過当競争が極端に行われておりますて、その結果非常に取引内容が不安定でありますし、生産は増加しておりますにもかかわらず価格が下落し、あるいはメーカーの倒産がひんびんとして起り、その反面において次々と新規開業が行われるというような実態でございました。そのため、品質のよい製品と安定した価格によつて、信用のある取引のもとに継続的に供給する、こういうことがやはり

どうしても必要でございまして、そのことは単にメーカーあるいはサプライヤーの過当競争を数量協定だけで排除する、ということによってやることも一つの方法でござりまするが、その間にこういった一手買取販売会社といふものを介在させまして、そういたしまして弱小な資本のメーカーとサプライヤーとの間の不良な取引関係といふのを、一手買取販売機関によつて遮断いたしまして、そして取引内容を健全化する、こういうことが一つのねらいであったわけでございます。

この会社ができまする経緯は、昭和三十一年の九月に日本輸出双眼鏡調整組合といふものが、調整規定におきまして、一手買取機関といたましての三十二年二月に日本双眼鏡輸出振興株式会社というものに対しまして、すべての調整の対象になつておりまする調整貨物を全部この会社に販売するということを定めました。それから昭和三十二年の三月に、中小企業団体法の第二十九条の規定に基きましてアウトサイダーレギュレーションを出しまして、それによりまして一手買取販売会社としての特殊的地位をこの法律によつて与えられました。さらに昨年の五月から中小企業団体法の第五十六条の命令によりまして、この会社が一手買取り販売機関としての運営は必ずしも円滑にいくつになつたのであります。それは、どういった輸出業者なりあるいはメーカーの間の利害の不一致といふものもございませんし、あるいはまた半面において資金的なバックが非常に不備であるというような面もございまして、そういう効果が十分に上つておりますんでした。従つて、約三年くらい前に一手買取り販売機関として発足いたしました

ところにあります。この会社は一手買取り販売会社として現在までに至つております。ですが、それではこの会社の運営の状況はどうあるかといふことでござりますが、これは普通の株式会社でござりまするので、運営の実態は株主総会、取締役会、それから社長の諸問題などいたしまして運営委員会といふも

のがございまして、大体これらの機関によつて運営されております。ところが、この会社の運営の実態は、率直に申し上げますると、会社の構成がメーカーとサプライヤー、こういう方法でござりまするが、その間にこういった一手買取販売会社といふものを介在させまして、そういたしまして弱小な資本のメーカーとサプライヤーとの間の不良な取引関係といふのを、一手買取販売機関によつて遮断いたしまして、そして取引内容を健全化する、こういうことが一つのねらいであったわけでございます。

この会社ができまする経緒は、昭和三十一年の九月に日本輸出双眼鏡調整組合といふものが、調整規定におきまして、一手買取機関といたましての運営は必ずしも円滑にいくつになつたのであります。それは、どういった輸出業者なりあるいはメーカーの間の利害の不一致といふものもございませんし、あるいはまた半面において資金的なバックが非常に不備であるというような面もございまして、そういう効果が十分に上つておりますんでした。従つて、約三年くらい前に一手買取り販売機関として発足いたしました

含んでおりまするし、積極的に海外に對しまして、輸出振興のためのP.E.なりあるいは調査活動をするということのためには、やはりそりいつたマーケティングに関する専門の知識を持つた優秀な人材に、じっくり腰を落ちつけてやっていただきけるような特殊な態勢が必要ではないかといふことにおきまして、単なる株式会社ではなくて、そういった意味の独立の機関の方が、より振興のためには適切である。こういう趣旨におきまして、協会を作ることにしたわけですが、いま

光学の社長が当つておられるということですが、専務水谷さん以下この四人の方の中に、かつて通産省の役人で、あつた人が、かつてですよ、何人ぐらいい入つてゐるのですか。

のほかに保管料といいたしまして、三千円百円の場合におきましては、五十三回目というふうな形になつております。これらの手数料なり保管料のきめ方が異にして適當であるかどうかといふようない点につきましては、これは先ほども申

まあ実際上の扱いといたしましては、振興費といふやうな名目で金利なり、倉敷なり、そういうたものを一応計算いたしましてとるわけでござります。しかし、これは御指摘の通り、現物の買い取り、あるいはノミナルなだけ買

ざいまして、実態いたしましては、御指摘の通り、現物買い取りでなくなりますと、日音料といふものの実際にはございませんことは事実でございます。

日本光学の社長でござります。もちろん現在は日本光学の社長ではございません。それから今の御質問の元通産省の役人であつたという方は、専務の水谷さん一人でござります。

○島満君 元じゃなくして、かつて通産省の役人だった人も、水谷さん一人でござりますか。

きまして、それぞれの系列の各商社よりも一カなり関係者の十分意見を調査いたしました上で決定されたものであると考えます。会社といたしましては、別段これによつて現在の運営が非常に苦しくなつてゐるということもございませんし、またこの会社が不當に

い取りといふ格好の実態でありますする場合におきましても、現物買い取りではございませんので、實際の現物の保管料という形にはならないわけであります。しかし、その預かっておりまする名義はすべてこの振興費——保管料といふ形において、払いました。マー カーの名義で預かっておりまます。従つて

興費、しかしながらこれは会社の営業備に非常に役立つていて、こういろいろ御説明のようですが、これが五十三三田とかあるいは六十一円になつたといふのは、昨年の八月あたりからのこととござりますか、それとも会社設立以来からの料金価格でござりますか。

その協会の実績は、もちろんしては、ほど御指摘の通り、それはジエトロが全部やるのではないか。こういうようならなことでござりますけれども、海外における具体的な活動事務につきましては、ジエトロに委託をするわけでござりますけれども、しかし振興事業協会といたしましての事業はそれだけでは終るわけではございません。そのジエトロに委託しますに至りまする間におきまして、ます国内におきまして、こういった海外に対する振興事業活動をいたしまするための計画あるいは調査、そういうようなことにつきまして、十分国内的な態勢を整えて、それと海外とのつながりを計画的に立てまして、そらしてその上でジエトロに對して具体的な活動を委託をする、こういう形になるわけでありまして、従いまして振興事業協会としての活動分野といふのは、十分にそこに残つてゐるわけでございます。そういうふうな形で運営して参りたい、さように考えております。

○島清君 今その会社は、局長がおつしゃつたような安い手数料じゃないですね。ここにいわゆる標準品と言われておるんだそうである品物を見るといふと、六十一円の保管料というものをとっているんですね。それから手数料が十六円ですか——商社の手数料、製造会社の手数料おのの十六円ずつ、保管料六十一円といふうになつておりますね。これが、保管も何もしないけれども、ただ伝票だけで保管料といふものをとつて、この会社自体というものの維持が困難になつてきたのではないか。  
○政府委員(小出榮一君) 双眼鏡輸出振興会社の手数料、保管料の関係でございまするが、先ほど私が申し上げました一本当たり十四円といふのは、これは標準品と普通考えられております。ZIF、これは価格が大体三千百円くらい、十四円といふのは、商社からも十四円、メーカーからも十四円ということになつております。それから、そ

て、これは将来において、当然実際の現物買い取りをしたのかしなかったのかという実態に合せましてあとで清算をするとき、こういう建前になつております。

○島清君 そうすると、やはり仮想だけの操作で、振興費とかあるいは保管料といふ形において五十三円なり六十五円というものがとられておると、こういふ二工合に理解してもらいたいわけなんですね。

○政府委員(小出榮一君) 現物買取りを現実にはまだやつていないとござることは事実でござります。しかしながら、現物買取りをやり得るといふ態勢を整えておるわけでございまして、従いまして、昨年の八月ごろからやや価格も安定してきたと、一ドルの価格上昇ができたといふようなふうなことは、やはり先ほど申し上げました現物買取資金としての五億円といふふうな金融的な背景も整い、また現物保管ができるための振興費といふものもこれまでを徴取しておると、こういふうな態勢を整えておると、こういう意味で

○島清君 その五億という金の手当を  
ございましてね、それは現実に貿易振  
興、業界安定のために使われたんですか。  
○政府委員(小出第一君) この五億の  
買取資金と申しますのは、昨年の八  
月に、ほんとうの意味において現物買  
い取りをやり得る、という態勢を整え  
ますための買取資金の用意といふこと  
でございまして、主として商工組合  
中央金庫においてこの資金手当をする  
用意ができたということございましてな  
が、現実には現物買い取りをやりてま  
りませんからして、現実には金は出で  
おりません。

○島清君 この会社が何か一手買いた  
りを一べんやったことがありますね。  
しかしながら一手買いたりをやりま  
したところが、結局はストックはストッ  
クであって、デッド・ストックにな  
て非常に損をした過去の何があるのです  
ね。その失敗にかんがみて、一手買  
い取りはしないけれどもその形でそ  
の料をとると、こういちふうにな

て、それで会社の維持だけをはかるために不必要なこういったよな手数料名義のものがとられていると、こういうふうに見られているのですが、この点はどうなんですか。

○政府委員(小出榮一君) 今御指摘がございました一手買取りをやつたことは、過去において一度あるわけであ

りますが、それはこの会社の方におい

て積極的に買取ったというよりも、むしろ持ち込まれまして買取つたとい

うふうな形になつて、いつていかつたわつております。それで、先ほど来申

しておりますように、昨年の八月こ

ろまで、率直に申しましてこの会社の運営は円滑には、いつていかつた

といふことが実態でございます。従つてこの一手買取り販売機関として、三

年足らず前に発足したにもかかわらず、實際は一手買取り販売機関としての機能を十分に果していなかつたとい

うことを、私ども十分に承知いたしております。ただ現在のこの手数料なり保管料といふものは、たゞ会社を作つた以上は、これを何とか維持しなければならぬといふような意味において、やや無理のある形において買取りをしているといふやうな実態にはなつてない。かように私は考えてお

ります。

○島清君 一へんは買取つたことがあるのじゃないですか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど来申しておりまするよう、現物買取りをしておりませんが、全国石炭鉱業労働組合中央執行委員長重枝彌己君が都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御了承願います。

参考人の方々には御多忙のこと、わざわざ本委員会のため御出席下さい

まして、まことにありがとうございま

す。○島清君 いや、一回は現物を買取つたことがあつて、それで結果はそがデッド・ストックになつて非常に

安く市場に出さざるを得なくなつて、

ございました一手買取りをやつたこと

とは、過去において一度あるわけであ

りますが、それはこの会社の方におい

て積極的に買取つたといふよりも、むしろ持ち込まれまして買取つたとい

うふうな形になつて、いつていかつたわつております。それで、先ほど来申

しておりますように、昨年の八月こ

ろまで、率直に申しましてこの会社の運営は円滑には、いつていかつた

といふことが実態でございます。従つてこの一手買取り販売機関として、三

年足らず前に発足したにもかかわらず、實際は一手買取り販売機関としての機能を十分に果していなかつたとい

うことを、私ども十分に承知いたしてお

ております。ただ現在のこの手数料なり保管料といふものは、たゞ会社を作つた以上は、これを何とか維持しなければならぬといふような意味において、やや無理のある形において買取りをしているといふやうな実態にはなつてない。かように私は考えてお

ります。

○島清君 一へんは買取つたことがあるのじゃないですか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど来申しておりまするよう、現物買取りをしておりませんが、全国石炭鉱業労働組合中央執行委員長重枝彌己君が都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御了承願います。

参考人の方々には御多忙のこと、わざわざ本委員会のため御出席下さい

まして、まことにありがとうございま

す。○島清君 いや、一回は現物を買取つたことがあつて、それで結果はそがデッド・ストックになつて非常に

安く市場に出さざるを得なくなつて、

ございました一手買取りをやつたこと

とは、過去において一度あるわけであ

りますが、それはこの会社の方におい

て積極的に買取つたといふよりも、むしろ持ち込まれまして買取つたとい

うふうな形になつて、いつていかつたわつております。それで、先ほど来申

しておりますように、昨年の八月こ

ろまで、率直に申しましてこの会社の運営は円滑には、いつていかつた

といふことが実態でございます。従つてこの一手買取り販売機関として、三

年足らず前に発足したにもかかわらず、實際は一手買取り販売機関としての機能を十分に果していなかつたとい

うことを、私ども十分に承知いたしてお

ております。ただ現在のこの手数料なり保管料といふものは、たゞ会社を作つた以上は、これを何とか維持しなければならぬといふような意味において、やや無理のある形において買取りをしているといふやうな実態にはなつてない。かように私は考えてお

ります。

○島清君 一へんは買取つたことがあるのじゃないですか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど来申しておりまするよう、現物買取りをしておりませんが、全国石炭鉱業労働組合中央執行委員長重枝彌己君が都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御了承願います。

参考人の方々には御多忙のこと、わざわざ本委員会のため御出席下さい

まして、まことにありがとうございま

す。○島清君 いや、一回は現物を買取つたことがあつて、それで結果はそがデッド・ストックになつて非常に

安く市場に出さざるを得なくなつて、

ございました一手買取りをやつたこと

とは、過去において一度あるわけであ

りますが、それはこの会社の方におい

て積極的に買取つたといふよりも、むしろ持ち込まれまして買取つたとい

うふうな形になつて、いつていかつたわつております。それで、先ほど来申

しておりますように、昨年の八月こ

ろまで、率直に申しましてこの会社の運営は円滑には、いつていかつた

といふことが実態でございます。従つてこの一手買取り販売機関として、三

年足らず前に発足したにもかかわらず、實際は一手買取り販売機関としての機能を十分に果していなかつたとい

うことを、私ども十分に承知いたしてお

ております。ただ現在のこの手数料なり保管料といふものは、たゞ会社を作つた以上は、これを何とか維持しなければならぬといふような意味において、やや無理のある形において買取りをしているといふやうな実態にはなつてない。かのように私は考えてお

ります。

○島清君 一へんは買取つたことがあるのじゃないですか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど来申しておりまするよう、現物買取りをしておりませんが、全国石炭鉱業労働組合中央執行委員長重枝彌己君が都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御了承願います。

参考人の方々には御多忙のこと、わざわざ本委員会のため御出席下さい

まして、まことにありがとうございま

す。○島清君 いや、一回は現物を買取つたことがあつて、それで結果はそがデッド・ストックになつて非常に

安く市場に出さざるを得なくなつて、

ございました一手買取りをやつたこと

とは、過去において一度あるわけであ

りますが、それはこの会社の方におい

て積極的に買取つたといふよりも、むしろ持ち込まれまして買取つたとい

うふうな形になつて、いつていかつたわつております。それで、先ほど来申

しておりますように、昨年の八月こ

ろまで、率直に申しましてこの会社の運営は円滑には、いつていかつた

といふことが実態でございます。従つてこの一手買取り販売機関として、三

年足らず前に発足したにもかかわらず、實際は一手買取り販売機関としての機能を十分に果していなかつたとい

うことを、私ども十分に承知いたしてお

ております。ただ現在のこの手数料なり保管料といふものは、たゞ会社を作つた以上は、これを何とか維持しなければならぬといふような意味において、やや無理のある形において買取りをしているといふやうな実態にはなつてない。かのように私は考えてお

ります。

○島清君 一へんは買取つたことがあるのじゃないですか。

○政府委員(小出榮一君) 先ほど来申しておりまするよう、現物買取りをしておりませんが、全国石炭鉱業労働組合中央執行委員長重枝彌己君が都合により欠席する旨の連絡がありましたので、御了承願います。

参考人の方々には御多忙のこと、わざわざ本委員会のため御出席下さい

まして、まことにありがとうございま

従つて離職者及び完全失業者の数の増大に伴い、社会不安は一刻と深刻化しつつあるのでござります。福岡県下炭鉱地帯では、三十三年十月末、生活保護適用者数は三万一千三百余人でございましたが、さらに本年の三月、年度ぎりぎりには四万人に及ぶであろうと想像せられておりますのでござります。また、炭鉱失業保険受給者数は、昭和十三年一月現在、福岡、佐賀、長崎の三県で六千三百六十人でございましたが、同年八月末には一万五千六百六十一人にはね上つておるのでございまして、全産業失業保険受給者数の三〇%に当つておるのでござります。かような状態でありますので、社会問題が起つてくるのも当然であるうと存するのでござります。

昨年十一月、飯塚における親子三人

のダイナマイト心中事件のことと、さ

らに嘉穂郡顯田町小峰の某炭鉱では、

七月からの賃金遅配が続いたために、

従業員やその家族が生活に窮し、百二十名中七十四名の生活保護集団申請をなしたという事実があります。ゆえに子供の給食費等を支払う能力はなく、ランニングシャツ一枚で寒さにあふれ、しかも栄養失調の状態に陥つてゐるといらような哀れな子供の姿が見られたと新聞は報じております。同郡の二瀬町内には、児童数が五千三百人でございますが、このうち七割が山の子供でございまして、特にひどいのは相田地区で、六百七十人中三百人が扶助対象兒でございまして、二百人が学校長欠または不就学児童であるとい、また、さらに佐賀県の多久付近の某炭鉱では、倒産の結果、資金、解雇手当等四百六十万円の未払金ができたので

想像せられておりますのでござります。また、炭鉱失業保険受給者数は、昭和十三年一月現在、福岡、佐賀、長崎の三県で六千三百六十人でございましたが、同年八月末には一万五千六百六十一人にはね上つておるのでございまして、全産業失業保険受給者数の三〇%に当つておるのでござります。かような状態でありますので、社会問題が起つてくるのも当然であるうと存するのでござります。

九州全体の中小炭鉱の未払金総額は、昭和三十年度において、資材、公

租公課、諸請負工事費その他で約二十億と見られたのであります。昭和三十一年六月末の推算では、資材が二十一億、公租公課三億、諸請負工事費二億、その他五億、計三十億となつたよ

う問題でございますが、これをそのまま放置するとすれば、労使双方がのたれ死にをする以外に方法はないと考

るものであります。さよなる事態が発生するならば、さらに重大なる社会問題

も起り得ることは、常識的に考えられ

るものでございます。いずれいつの日か

は、大手の谷間にあちこち中小炭鉱の

炭会社の設立等がござります。石炭鉱

の急速なる立ち直りには、政府の強

力なる施策をお願いする以外に方法は

ございません。この問題はコスト引

き下げということには反するのでござ

りますが、現段階においてはいたし方

のない一つの方法であつうと思いま

す。また大手十八社による百万トン貯

留する宿命的な道かもしれないませ

んが、現実はあまりにも悲惨ではない

でしようか。一切の解決のために、父

祖伝來の事業を売却しようと頑つてお

るわれわれ業者の心情をお察し願いた

いと存ずるものでござります。しこう

して、今はわれわれ業者も、もうその

覚悟はすでにできておるのであります。しかし、ここに哀れなのは、労務

者ではございませんでしようか。大手

の永年勤続者は、退職に際し相当高額

払いのため電力会社より警告を受けた

炭鉱数が、三十三年六月末現在において

七十一件、その金額九千百七十五万円

となつておるのでござります。最近、

払ひのため電力会社より警告を受けた

私たちはござります。しかし、ここに哀れなのは、労務

者ではございませんでしようか。大手

の企業は、退職金どころか、賃金さえ

渡して解散したいのが、偽りのない

われわれ業者の気持でござります。從

いして、私は、今までならば離職金を

渡して解雇したいのが、偽りのない

われわれ業者の気持でござります。從

われわれ石炭業界は日夜頭を悩ませまして、いろいろ協議したのでござりますが、結局は重油とか、あるいは外国炭とか、外国炭よりもむしろ重油、先ほどお話をありました通り、重油との対抗でございますが、御承知の通り、外国から物を持ってくるには運賃の問題がございますが、昭和三十二年ごろに運賃も相当に、米国から日本へのフレートが大体高いときで十八ドルから十九ドルくらいになりました。現在はよりも日本の国産炭の方が安かつた。また重油の点におきましても、メリットを換算しても石炭の方が安い時代が相当あつたのでございますが、現在は非常にこの船舶の船腹の余つておる、かような七ドルになりました。約半分以下に落ちたような次第であります。そのフレートの相当高いときには、むしろ外国炭よりも日本の方があつた。また大手十八社が非常に安いのだと思ひます。七ドルくらいでございますが、これが平常時代でございまして、フレートが非常に安い。特に安いんだと思ひます。七ドルくらいでございますが、これが平常の、たとえば十五ドルくらいになりますと、そう外国炭や重油とも負けないで競合ができるわけです。現在、カロリー当たりで重油と比較しますと、大体重油の方が、安い重油とこちらの一般炭の比較で申しますと、一カロリーアリーダイで重油と比較しますと、大体ほど話しましたフレートの関係でございますが、これが平常の状態に復すれば、決して重油と負けないのじやないかと思われる。我田引水でござりますが、思つておるのでございます。結局、重油と将来対抗しなければならないといふ非常に宿命を持たされたおのでございますが、しかし、これに対しましては、いろいろ石油界との話し合いもあるし、また政府においてもいろいろ

る問題がございまして、われわれ重油の削減を毎年々々政府にお願いしておられますのが、なかなか思う通りになりません。昨日の外貨の御発表を見ますと、大体重油は八十万キロリットルでレートになりました。約半分以下に落ちたような次第であります。そのフレートの相違する次第であります。

なお、われわれの業界の立場として喜んでおる次第でございますが、少くとも昨年以上に重油を輸入されないよう懇願する次第であります。

考えなければならないことはいろいろございますが、まず第一に、出炭の過剰を抑えるために生産制限の強化を大手十八社で検討いたしまして、この出炭制限は、製鉄、ガス用の原料炭は制限外にいたしまして、一般炭、電力その他の一般炭は非常なシビアな制限率を断行しなくちやいかぬ状態に相なつたのでござります。それは三十二年度の下期の八二%減らさなくちやならないというような状態に立ち至つたのでございますが、それによつてもなおかの、たとえば十五ドルくらいになりますと、それからもう一つは、私は北海道でございますが、九州で炭鉱を買いつぶされました会社が、その資金をもちまして北海道に新鉱開発をやる。ですから九州では出炭が減つても北海道でそれがだけ石炭があつる。それは増産時代にはいいのでござりますけれども、現在は、今後は新鉱の開発の着手につきましても石炭局の方におきまして一つ厳密に御査定を願いたいと思うのでござります。

まだ、いろいろお話をございますが、まだほかの参考人おこざりますので、ほかに譲りたいと思います。はなはだ簡単でござりますが……。

○委員長(田畠金光君) ありがとうございます。それで、これではいかぬとしまして、大手の炭を約百万トン自分で買い上げて、それを凍結するといつたのが一つの出炭制限、新昭和石炭株式会社といふものを設立し、本日がその設立総会でございますが、設立しましたので、また大手十八社で新昭和石炭株式会社といふものを設立し、本日は五百万トンを突破するような状態であります。それで、これではいかぬと申しますが、それによつてもなおかつ三十五年度、来年度の三月末の貯炭度が五百万吨を突破するようなら、これは、今後は新鉱の開発の着手につきましても石炭局の方におきまして一つ厳密に御査定を願いたいと思うのでござります。

まだ、いろいろお話をございますが、まだほかの参考人おこざりますので、ほかに譲りたいと思います。はなはだ簡単でござりますが……。

○委員長(田畠金光君) ありがとうございます。それで、これではいかぬとしまして、大手の炭を約百万トン自分で買い上げて、それを凍結するといつたのが一つの出炭制限、新昭和石炭株式会社といふものを設立し、本日は五百万トンを突破するような状態であります。それで、これではいかぬと申しますが、それによつてもなおかつ三十五年度、来年度の三月末の貯炭度が五百万吨を突破するようなら、これは、今後は新鉱の開発の着手につきましても石炭局の方におきまして一つ厳密に御査定を願いたいと思うのでござります。

そこで私の考えますことは、国としてこの石炭、電力、ガスというようなエネルギーといふものを総合調整して、調査し、コントロールするといふ、動力省といふようなものを設置されまして、そうして今よりもさらに強く調査、統制を行うということを考えただけないだらうかということを考えておりますところの石炭といふものに対する強力に打ち出していただかねばならないという段階ではないかといふふうに考えておるのであります。

問題はきわめて簡単でござりますので、陳述するほどのこともないのじやないかと思つておるのでござりますが、ただいま二の方から、石炭業界の未賣有の不況の状態についてお話を

炭鉱の方にしわ寄せとなるという状態なのであります。石炭は、御承知の通り年々約一〇%くらいの増産計画を持ちながら進んでいかなければコスト・ダウンすることができないという特殊な穴掘り稼業でござります。従つて一つの工場を作れば、その工場のもとに十日間、しかもコストを下げながらやるというのでなしに、毎日々々働く現場が変つていくという特殊な状態、しかもそれが簡単に掘れるところからだんばんむずかしくなるというのが、石炭鉱業の特質であります。こういうような特質を持つてゐる炭鉱、言いかえますならば、簡単に増産し、簡単に減産することのできない産業であります。石炭鉱業はやはり安定操業をさしていいたゞくといふことが最も大切なのであります。にもかかわらず、今申しまして、炭鉱業はやはり国の肝いりであります。そこで、そういうことのないようになります。いふに、電力のごとく自然現象の気候によるために、やはり國の肝いりで安定した操業をし、その石炭は、需給の緩急に応じてそこに貯炭するような方法を考えていただく必要があるのじゃないかといふふうに思うのであります。いずれにいたしましても、そういうような施策を講ずるにしまして、も、やはり國といたしまして大きな動力省といふようなものを作つて、より強く、より徹底した対策を講じていったくことが急務ではなかろうかといふふうに考える次第であります。終り。

○委員長(田畠金光君) ありがとうございました。  
次に、常盤炭礦株式会社取締役会長  
大賀経次君にお願いいたします。  
○参考人(大賀経次君) ただいま御指  
名いただきました常盤炭礦の大賀でご

さいました。 次に、常盤炭礦株式会社取締役会長 大賀経次君にお願いいたします。  
○参考人(大賀経次君) ただいま御指名いたしました常盤炭礦の大賀でござります。 きよらは意見を求める事項といふのが、一部を改正する法律案についてと いうことでございますが、これについては全般的に賛成でありまして、できるだけ早く通過成立することをお願いいたします。 意見を求めるという事項はそれだけでござりますから、あとは何もございませんが、ただいま諸先生がいろいろお話し下さいまして、私が申し上げようとしてとの大部分は、もう微に入り細にわたってお話し申し上げてあるのでございまして、あらためてこの点はどうだ、あの点はどうだといふことについては、議員の諸先生方も、すでにいろいろの場合においていろいろの数字、そういうことは御承知のことと思いまして、べどくど申し上げるのを御遠慮申し上げます。  
なお、いろいろの点でお気づきの点がありまして、こういうことはどうだといふような御質問があれば、そのときわかるだけのことはお答え申し上げますが、今あらためて私の積極的の意見をここで申し上げるということは、もうすでに大部分済んでおるようなわけでござりますから、質問のとおりお答えするよういたしたいと思っております。  
簡単でありますか……。  
○委員長(田畠金光君) ありがとうございました。  
次に、日本炭鉱労働組合副執行委員 長藤岡三男君にお願いいたします。

○参考人(藤岡三男君) 藤岡でござい  
ます。  
政府は、昭和二十八、九年に石炭産業が不況にさらされたとき、中小炭鉱の買いつぶしによって切り抜けるべく、三十年八月、石炭合理化法を制定いたしました。しかし、その後経済が好転するや、石炭産業は一転して増産態勢をしき、三十二年十一月、経済審議会エネルギー部会は、長期エネルギー計画として、昭和五十年度の出炭規模を七千二百万トンとし、第一次の五ヵ年計画の最終年度である昭和三十七年度の出炭目標を六千四百万トンと決定いたしました。これに基いて政府、石炭協会は、その初年度である昭和三十三年度の出炭目標を五千六百万トンと決定したわけであります。  
しかるに経済状態は再び不況に突入し、石炭産業は生産制限することをきめ、目標を五千三百五十万トンに変更いたしました。これに対応して政府は、合理化法の一部を改正して、未開発炭田開発の規定を加え、同法の有効期間を四十二年度まで延長し、四十二年度の出炭規模を六千九百万トンという基本計画を立てました。それが不況の悪化とともにこの計画を変更して、百万トンの買い上げワクを広げることによってこれを切り抜けようとしています。  
このように見えてくると、政府の石炭政策は、常にその時々の経済情勢に対応し、一貫性を欠いていることはもちろんであります。むろん、労働者側よれば、本日、社会党から法案が上程から見た場合、反国民的な大企業追隨の政策であるということを指摘することができます。

大手十八社の設備投資との関連について見ますと、長期計画は、三十一年度末の労働者数二十九万七千人を四十二年度には六十二万三千人に減らし、能率は一四・六トンを二二・八トンに引き上げ、新規開発と合せて六千九百万トンの出炭をしようといふものであります。これは言いかえると、一人当たりの能率を倍近く引き上げるために、現在の炭鉱労働者の四分の一を首切り、そのうちの三分の一足らずを新坑に吸引しようと、いうものであります。一方、大手十八社の設備投資について見ますと、前回の不況時には、二十八年下期の八十九億だったのが、三十年下期には四十五億円と半減しました。その後は毎期増加し、現在の不況下においてもますます増大を続けており、三十四年下期には三十三年上期の設備投資総額は百四十四億円と、前回好況時のピークに比べて倍近くになっており、三百三十二億円という膨大な額に上っています。この計画は二百八十億に切り下がったと伝えられておりますが、依然として高額を示しております。経営者は二十九年不況時に投資を半減したのは、政府の長期エネルギー政策が明確でなかつたからで、長期計画が示されている現在は、不況であっても、これに基いて計画、投資は推進し、コストの引き下げや体質の改善をはからなければならぬと言つております。

貰して上昇を示し、三十二年上期には十五・五トンと一・八倍弱に達します。この長期計画と、昨年発表された同じ資本主義国であるフランスの炭鉱試験協会、ソフレミンの勧告によりますと、現在の雇用量で年五万程度の賃金引き上げを前提としてもできるという勧告とでは、雲泥の差があると思ふわけであります。

私どもは、このよくな生産水準と投資計画の青写真で、独占資本本位の膨張政策であり、資本蓄積の規模と速度のみをきめ、十カ年間に七万人の首を切るという反国民的な見取図である長期計画に賛成することはできません。

第二に、政府も石炭經營者も体質の改善をはかると言つておりますが、炭鉱が立ちおくれている根本原因を追及しないで、どうして体質改善ができるのかと言わざるを得ません。以下この点について指摘してみたいと思います。

まず、第一点として、石炭鉱業は、明治以来国家財政と結びついて、戦前はそこから上った巨大な利潤を炭鉱以外の財閥系企業の近代的再編成に奉仕してきました。戦後は復金融資や見返り資金に依存して发展をしてきました。これらの金が何に使われたかは、石炭鬱氈がよく説明していると思いま

労働者、戦後は都市、農村の失業労働者等に依存して、好況期には労働力を無制限に投入し、不況期には首切りとすることを經營の基本方針としてきていました。

第三点は、財閥系炭鉱だけで豊饒な鉱区を独占し、差額地代を取得し、独占価格を維持している点であります。すなわち、炭鉱独占は産業資本として、労働者を搾取し、山地主として中小鉱や租賃炭鉱から地代を受け取り、商業資本として市場を支配し、独占価格を維持してきたため、炭鉱独占は炭鉱の近代化を怠り、これが生産性の回復をおこさせている点であります。さらに最近の傾向として指摘しなければならないのは、大手の租賃炭鉱の設置と中小炭鉱の系列化であります。現在これらの炭鉱の出炭の二五%は大手の価格で販売されておりますが、これは安い生産費で掘った石炭を大手並みの価格で売りさばき、ぬれ手でアワの超過利潤を保証するものであります。

以上述べたように、炭鉱独占は国家

態と何ら変りがなく、根本的な対策といふわけには参りません。これではコスト低下や体質改善を目的とする長期計画は永遠に達成されないだらうと言ふべきです。このため

第三に、生産制限と投資計画の関連について見ますと、現在一千一百万トントンの貯炭を前にして、政府、炭鉱独占は生産制限に大わらわであります。このため古い山をつぶし、新しい山を作るといふ、スクラップ・アンド・ビルトの採用、首切り、帰休制あるいはまた操業短縮、配転、時間外抑制等を企図しているが、他方では長期計画に基く投資を続けようとしています。これは現在できさえ過剰能力であるのに、さらに追加投資をするのですから、矛盾の解決どころか、一そく激化するだけあります。この点を百も承知で、莫大な投資を続けるのは、一切の犠牲をもつての本位の自目的衝動にはかなりません。

次に、政府は、輸入エネルギーの節減、石炭需要の喚起等によって不況の打開に努めると言つておられます。国内

の根本問題に手を触れないで、もっぱら小手先細工の合理化計画を立て、独

占資本を守るために、中小炭鉱を国民

戦後、日本資本主義の産業構成は、鉄

鋼、電力、機械、合成化学等、重化

工化しており、石炭の増産は独占資

本の方から強く要請されているのが実情であるにもかかわらず、みずからこ

の対策貧困をたな上げにして、不況に

おいては坑口の開設を認め、さらには

坑口開設を伴わない中小炭鉱の発生を黙認しております。一たん不況の段階に至れば、買い上げのワクをふやすとい

うのは、これまでの好況期には雨後の

タケノコのように中小炭鉱がふえ、不

況のときにはばたばたぶれるという状

況をもつて乗り切ろうとされることとは理

解できないところであります。

第九部 商工委員会議録第二十四号 昭和三十四年三月三十日 【審議院】

現在、炭鉱地帯における状態は、さい

せん、もう原口さんからるる述べられ

ましたので、ここで申し上げませんけ

ども、筑豊地方では十万人に上る炭

鉱労働者が失業のちまたにはうり出さ

れ、朝日新聞も報じているように、電

灯もない暗い長屋で、野草か塩を副食

に一日を過ごし、子供たちは学校へも

行けずにいるのを放置していくながら、

さらに追い打ちをかけるように労働者

を首切りうというのであるから、厚生

省が認めるように、失業者が充满

し、破壊的状態を呈することは火を見

るよりも明らかであります。現に失業

している労働者の救済対策も講じられ

ていないので、離職者に対しては職業

紹介その他の方法を講ずる考え方だと

が解決策だと政府は考へて いるので

しょうか。

以上、私は合理化法及びそれに基く

長期計画、さらに提案されている百万

トン買い上げのワクを広げることにわ

たって反対理由を申し述べて参りまし

た。このことは、資本主義社会における当然の現象として起り得るものとし

たたつて反対理由を申し述べて参りました。このことは、資本主義社会における現象がすことはできません。なぜな

れば、政府あるいは経営者の政策いか

んによつては、この改善ができると思

うからであります。私どもは、石炭鉱

業は國家の基幹産業であり、当然、國

有国営にすべきだと主張するのであり

ますが、それかといつて、一舉に私た

が思ひます。しかしそれといふことも無理であることを述べてみたいと思います。

まず、第一に、体質の改善は、鉱区

の解放にあると思います。戦後、炭鉱

の若返り工事が叫ばれ、その根本的な

手段として、縦坑の開拓が計画され

かれております。そのために中小炭鉱

の協同化を促進し、政府の行政措置と

して、一定の市場を設定させ、その基

礎に立つて必要な金融措置あるいはそ

の他の助成策を確保しなければならな

いと考えます。

次に、石炭の電力化あるいはガス化

り、鉱区を統合して一本建てることが

等を含めて、総合的なエネルギー対策

について政府の強力な政策が必要だと

思います。それがあわせて炭鉱労働者

の労働対策が必要になつてくることは

等を含めて、総合的なエネルギー対策

について政府の強力な政策が必要だと

思います。それがあわせて炭鉱労働者

はもちろんでありますけれども、政府としても、経営者が処理されるような政策が必要ではないでしょうか。

以上、非常に簡単にござりますけれども、以上をもって炭労の見解といたいと思ひます。なお、質問があつたとて質問に応じたく思ひます。  
○委員長 田畠金光君 ありがとうございました。

以上をもつて参考人の御発言は終りました。

○島清君 御質問申し上げる前に、さつきから大臣は予算委員室のようですが、次官もお見えにならないのです。がね。見えておられなければ、せつかく参考人においていただいて参考意見を開陳していくだいても、政府の方が取り上げてくれなかつたら困りますかう……。

○委員長(田畠金光君) 速記を起し  
〔速記中止〕

○阿具根登君 参考人の方に一、二御質問申し上げますが、先ほど参考人の方も言われましたように、非常に重要な時期でもございまして、御多忙だと思いますことも、よく私ども承知しておりますので、なるべく簡単に、要点のみを御質問申し上げたいと思います。

まず、大槻さんに御質問申し上げますが、先ほどの御意見の中で、政府は動力省というのでも作って、エネルギー対策を抜本的にやるべきである。しかもその御意見の中には、たとえば重油に対する規制とか、それから関税

とかといふようなことを、すいぶん含まれておつたと思います。私も、よそぞの国の課税その他を調べておりますので、よく承知しているつもりでございますが、それにいたしましても、重油や、あるいは外炭に対する規制をする、いわゆる関税をかける、そういうことに——もちろん、それもそうですが、さいましょうが、ひとり業者だけが、何の規制も受けないんだ、こういうことでいいだらうかと。やはり、これだけの基礎産業をやっておられまして、政府の相当な援助も受けておられるということになつてくれば、石炭業界全体も、やはり政府の何らかの規制を受けなければ、私はやつていけないのじゃないか、こういうふうに考えますが、その点はどういうふうにお考えをされようか。

能率は、一応昭和三十年から見てみると、ほとんど上昇をすうつとどつておりますが、そのつどそのつど、従業員の数というものが非常に差があるわけなんですね。このグラフを見てみると、少し景気がいいんだといふようになると非常にたくさん従業員を使つておられる、少し石炭が余つてくるといふようになると、従業員が急に減つている。ということは、石炭の好況、不況のしわ寄せを全部労働者によつてバランスをとつておられる。こういふように、このグラフを見ても、そう考えられるわけなんですよ。

そういう点はどういうふうにお考へになつておるか。業者の方にも、非常に見通しがなくて、そつと少し、まあ、たとえば朝鮮事変なら朝鮮事変のときにとつてみますと、一番よくとりますが、非常にたくさん雇用をやつておる。それが済んで、少し不況になりますと、がたつとこれが非常に落ちていて、差がひどい、こういふとうになつてくる。この状態を見てみると、計画性がないのは、政府ばかりでなく、業者の方にも、少し計画性がないのじやないか、こういふふうに考えますが、その点は、どういふうなものでしよう。大槻さん、どうぞ。

○参考人（原口秀雄君） 今、阿具根合理化法案が最初出来ましたときにはございませんでしたが、賛成側の方から、炭鉱といふものは、五に一回好況がくればいいのだ、一べ好況がくれば、業者は直ちにりつて、とてもじやないが、やつていなんじやないか、こういうのが、非常反対の意見の中に、一つあつたわけんです、賛成側の方からでも。そうしますと、そういうときにはそれでは非常に従業員は優遇されおつたかといふと、そうでもない。ういうことで、非常に——まあ、今ないと思うのですが、そういうことが、この合理化法案を審議するさなに出ましたことを覚えておりましたで、そういう点に対し、やはり中の炭鉱の業者の方でも、十分考えてらわねばならぬところもあるのじやかるうか、かよろに思うのですが、どうでしようか。

でも、できるものじゃない。で、非常に保安上の危険があるので、これは再検討しなければならないということが出でたのですが、そのほかに賃金等の問題でも、ただいま参考人のお言葉にもあつたように、非常に租鉱権といふものが、現在は、何か特別な用途のために、利潤をよりよく合理的に、合法的に利潤を上げられる手段が使われておる、こういうことをお聞きしたわけなんですが、そういうことになりますと、私どもいたしましては、そういう賃金の面から考えましても、あるいは保安上の面から考えても、租鉱権といふものに対しては、考え方を変えなければならない。

こういうふうに思うのですが、そういう点はどういうお考えでしようか。

○参考人（原口秀雄君）　お答えいたします。

まず、この租鉱権の問題でございますが、まあ過去におきましては、たとえば朝鮮アーモムが湧いた、いわゆるこれだけの石炭が必要である、あるいはこうしなければ、渴水期で電力が大へんな不足になるということで、お役所等からの指図がある場合が過去において相当ございました。これに即応するために、やはり租鉱権を簡単に許しましたが、いかにしておりましたか、最近の保安問題については、非常なやかましい取締りを受けまして、ほとんど中小炭鉱におきましても、その監督のきびしさに、そういうものは一掃せられておる、こう考えます。

それから大手が、租鉱権を許して相

当の利潤を得るという話は、九州ではほとんどないと思いますが、北海道方面にはあるというようなことを聞いて

おります。今、藤岡さんからお話を伺いましたよろしく、ああいよいよなことに承わっておりますが、これは、実は実際に調べたのではなくて聞いたのでございますから、その点さように御了解願います。

とえば塙木であるとか、あるいはその他の面におきましても、非常に不自由をしておりますので、そういうものが、やはり作用して、さような傾向になつておるかもしれませんけれども、私ども現在見ておるところでは、さつきをしましたタヌキ掘りを除きましたばかりのものは、かなりよくなつておると、かように考えております。

から人命に対する  
鉱といふものを  
持つておられる  
おるのではなか  
れば、一応職業  
ざいますからそ  
かと、こういふ  
けなんです。こ  
願意たいのです

ところでなければ、炭  
可するのが間違つ  
うか。やはり許可す  
権利は、だれにもど  
うなるのではなかろう  
ような考え方であるわ  
れは原口さんにお答え  
は、あま  
過ぎてい  
て、もつ  
かも能率  
れば、こ  
て、そう  
て、片一  
持つてお  
からうか

われておる、こういうことをお聞きした  
わけなんですが、そういうことになり  
ますと、私どもといたしましては、そ  
ういう賃金の面から考えましても、あ  
るいは保安上の面から考えても、租  
借料といふものに対しても、考え方を変  
えなければならない。  
こういうふうに思うのですが、そ  
ういふ点はどういうお考えでしょ  
うか。  
○参考人(原口秀雄君) お答えいたし

思ったのですが、今、ちょっとと見だらぬですが、炭鉱の保安状態が非常によくなつた。しかしそくなつたのは、大手筋であつて、中小は悪いのだと、グラフを見てみますと、逆にクロスされてしまう。大手はずつと下つているけれども、中小の方は上つておる。こういふので、そういたしますと、今の原口さんの、非常に保安がやかましくなつたか

それからまたこうした災害は、突然的に起るものでありまして、大手あかりでは、ほとんど起り得ないだろうと嘗て、議論的に考えられないと思ひます。——これは資本關係でも、ございまよろしくが、——ことでもときどき起り得る。だからその季節季節、そのときどきも運の悪い場合には、そういう問題が中小に起つて、それによつて指摘されるという場合もありましようが、必ずしも、中小が悪いといふことは私は考へません。

それと同時に、藤江さんにお伺いしたいのですが、先ほどちょっとと出ておりましたが、業界から出ておるこれを見ましても、日本の石炭の埋蔵量は二百十一億トンある。そうして北海道に百億トン、九州に八十五億トン、その他ということになつておるのでですが、これだけの石炭、これはもちろん可採炭量ではないでしょ、埋蔵量でしょ。しかし、これから先の技術の進歩を考えるならば、相當數、このうちの二〇%は可採炭量であらう、

○参考人  
先生から定されたところです。できる限りの範囲で、お尋ねのとおりの答申をいたしました。

ます、この租鉱権の問題でございま  
すが、まあ過去におきましては、たと  
えば朝鮮ブームが湧いた、いわゆるこ  
れだけの石炭が必要である。あるいは  
こうしなければ、渴水期で電力が大へ  
んな不足になるということで、お役所  
等からの指図がある場合が過去において  
て相当ございました。これに即応する  
ために、やはり租鉱権を簡単に許しま  
り何かしておりました。最近の保安  
問題については、非常なやかましい取  
締りを受けまして、ほとんど中小鉱業者  
におきましても、その監督のきびしさ  
に、そういうものは一掃せられてお  
る、とう考えます。

非常に不安は減ったとおっしゃるのと逆になるような気がするわけですね。それは、中小が減り方が少く、大手の方が多いから、それとも、中小の方は、逆にふえていくっていふのが通産省から、たしか出ておったと私は記憶に残つておるのですが、そういう傾向はございませんか。

○参考人(原口秀雄君) お答えいたしました。

この保安問題について、中小が最近多い、大手が少いということは考え方であります。中小は、さしき申上げましたように「ピンからキリ」でございまして、しかも最近のこと、かつてないような未曾有の不景況に遭遇しておりますので、いろいろな

○阿具根登君 御迷惑ですが、もう「  
えでおれません」  
点お願いいたしたいのですが、私はどうぞ  
の審議の中で、たとえば中小で、確かな  
に中小が苦しんでおられる、それにおけ  
る対策を非常に苦心して立てておる  
のでござりますが、実際は、たとえば  
仕事を始められる景気のいいときには、  
は、たくさんの人を雇用されるけれども、  
も、一たん悪くなると、全然賃金もあ  
えないし、御本人も行方不明になつたり、  
あるいは御本人は、それでもないとい  
うよろな、いろいろな問題もござ  
ますので、炭鉱といふものを今のお  
に野放しに、一応の合理化法案で、な  
にはできておりますけれども、実際  
そういうものを炭鉱として許可してこ  
いのだろうか、やはり炭鉱として許可  
するならば、相当な設備と資金と、そ

して開発の時期もおそらく相当あるのであります  
だ、未開発鉱区は相当あるのであります  
すが、私のところでは、——北炭でござ  
りますが、——北炭にも、まだ未開  
発のところが一ヵ所ございます。しかし  
し、これは将来の昭和五十年度七千二  
百万トンという長期出炭計画に即応し  
まして、何年度はこれを採掘し、何年  
度はこれを採掘するといふ計画ができる  
ております。現在は、ほかの会社はよ  
く知りませんが、私のところに残つて  
いる鉱区は、非常に深いものでござい  
まして、ちょっと小資本ではできない  
所が多いのです。縦坑にしても八百メー  
トルくらいです。それから露頭近  
くである所がございますが、それは、な  
だいま問題になつております租賃区を  
したり、あるいは二、三カ所の鉱区を

とえば桟木であるとか、あるいはその他の面におきましても、非常に不自由をしておりますので、そういうものがやはり作用して、さような傾向になつておるかもしませんけれども、私どもは現在見ておるところでは、さつきをしましたダメキ網りを除きましたばかりのものは、かなりよくなつておると、かように考えております。

それからまたこうした災害は、突然的に起るものでありまして、大手あなたでは、ほとんど起り得ないだらうと嘗ては、ほんとんど起り得ないと考へてゐます。これは資本関係でも、ございましょうが、——ことでもときどき起り得る。だからその季節季節、そのときどきに運の悪い場合には、そういう問題が中小に起つて、それによつて指摘されると、といふ場合もありましようが、必ずしも、中小が悪いといふことは私は考へておりません。

○阿具根登君 御迷惑ですが、もう一  
点お願いいたしたいのですが、私どもの審議の中で、たとえば中小で、確実に中小が苦しんでおられる、それに対する対策を非常に苦心して立てておられるのでございますが、実際は、たとえば仕事を始められる景気のいいときに、たとえん悪くなると、全然資金もだえないし、御本人も行方不明になつりますので、炭鉱といふものを今まで放しに野放しに、一応の合理化法案で、にはてきておりますけれども、実際そういうものを炭鉱として許可していいのだろうか、やはり炭鉱として許可するならば、相当な設備と資金と、そ

から人倫に対する責任ある一つの处置を持つておられるところでなければ、炭鉱というものを許可するのが間違つておるのではないかどうか。やはり許可すれば、一応職業の権利は、だれにもござります。からそうなるのではなかろうかと、こういうような考え方まであるわけなんです。これは原口さんにお答え願いたいのです。

それと同時に、藤江さんにお伺いしたいのですが、先ほどちょっと出てお見ました、業界から出でておるこれを百十一億トンある。そうして北海道に百億トン、九州に八十五億トン、その他ということになつておるので、これだけの石炭、これはもちろん可採炭量ではないでしょ、埋蔵量でしょ。しかし、これから先の技術の進歩を考えるならば、相當數、このうちの大半分は、これは可採炭量であろう。こういうように考えてくる場合、今のように年間五千万トンや六千万トンでいくなら三百五十年から四百年分くらい、まだ石炭があるわけなんです。ところが手もつけないで、そういうやつを、何十年後に手をつけるのか、あるいはいつどうされるのかわからないりっぱな鉱区を、ちゃんと大きな会社は独占されておる、そうすると、たまたま原口さんに御質問申し上げましたように、小さい炭鉱では、まるで採算の合わないような低品位の炭を景気がよくなれば、そこら辺りの失業していふ人を集めてきて、そして保安の完備も何もしない所で、じゃんじゃん掘つていく、今度は、少し景気が悪くなれば、全部そいら人たちは首だ、こういう悪循環を繰り返しているの

は、あまりにも鉱区が、一方に片寄り過ぎて、そういう悲惨な問題を起しておる、片一方には、あり余るいい鉱区をも能率の上のよるような方法をやらなければ、これは非常にあまり片寄り過ぎて、そういう悲惨な問題を起しておる、片一方には、あり余るいい鉱区を持つておるということになるのではないか。  
この鉱区開放について、どういうふうにお考えでしようか、お尋ねをいたします。  
○参考人(譲江信君) ただいま阿具根先生から、埋蔵炭量の話がありましたのですが、二百億なんというのは、推定された炭量でありますて、実際確保できる炭量は、四割くらいじゃないかと思います。ですから、北海道で約百億と申しますと、大体四十億くらいの程度だと思います。  
それで、北海道は、九州に比較しまして開発の時期もおそかつた関係、まだ、未開発鉱区が相当あるのであります。私が、私のところでは、——北炭でございますが、私のところでは、——北炭でも、まだ未開発のところが一ヵ所ござります。しかしながら、これは将来の昭和五十年度七千二百万トンという長期出炭計画に即応しまして、何年度はこれを採掘し、何年度はここを採掘するという計画ができております。現在は、ほかの会社はよく知りませんが、私のところに残つておる鉱区は、非常に深いものでございまして、ちょっと小資本ではできない所が多いのです。縦坑にしても八百メートルくらいです。それから露頭近くである所がございますが、それは、たゞいま問題になつております租鉱区をしたり、あるいは二、三カ所の鉱区を

昨年譲渡いたしております。開放する  
ような計画は、現在、今持つております  
せん。深い所がありますから、それは、  
昭和何十年先に開発するか……。さし  
あたりのところは、毎年の計画に入っ  
ております。ほかの会社はよくわかり  
ません。

○阿木根登君 失礼しました。北炭さんと言つたから、お宅のことばかりり……。確かにきよらは、そういう立場で見えになつてゐるから、これは私の質問が違つていたかもしませんが、私は北炭とか三井、三菱、そういう考え方じゃなくて、先ほど炭労から言われましたように、たとえば鉱区境には、縦坑一本掘れば十分掘れるのに——非常に都合のいいところなのです、やはり自分のところの一番いいところに掘る。ところが、鉱区境等には、縦坑一本掘れば十分掘れるが、当分、そこに縦坑を掘るような計画も何もないのに、片一方では小さな炭鉱が、非常な苦しい立場に追い込まれておる。こういうことになつてしまはれば、やはり私は、そういう鉱区の統合といいますか、そういうことにならねばならないのじやなかろうか、こう思うわけです。これは私の意見でございますが……。

それから常磐の大貫さんにお尋ねいたしますが、私は、今から何十年たつが知りませんが、何十年前かの後の人方が石炭の今のあり方を見るならば、なんとまあ前の先輩諸君は、大事な石炭を燃やしてしまつたのだろうかというようにも感ずる時代がくるのじやなかろうか。石炭をただ、今のような燃料で、しかも重油と太刀打ちする。これは世

界面的な石炭の圧迫を十分に受けているわけですが、燃料で重油と本刀打ちをしていくといふことは、そう長く続くものじやない、またそれよりも、この石炭をそのまま燃料でなくとも、これが実際いいのだろうか、現実問題としては仕方がないとしても、少くとももう化学的の方面に、もつと頭を突っ込まねばならない。いわゆるこれを完全ガス化するとか、あるいは液体化するとか、非常にこれは、いわゆる生産面の問題で、そんなこといつても一トンで六千円も七千円もする石炭を、それからまた化学的な、そういうことをするならば、莫大の金になつて、とても企業としては合はない、こういうお叱りを受けるかもしれないけれども、だれか、そういうものを考えてやっていかなければならぬと思うのです。

そういたしますと、ただ燃料政策だけでは、こういうことを考えておくといふよりも、幸い貯炭が、これだけあるならば、こういう時期において完全ガス化なら完全ガス化の研究を大いに国でもやるべきであるし、業者の方々にも、大いに一つ協力をしてもらわなければ、思はならないのじやなかろうか、こういふのですが、常磐は東京に非常に近いところで、そういうことになれば、一番最初に研究することになつておつたと聞いておりますが、一つお教えを願いたい、かように思います。

○参考人(大貫賀次君) 今のお話の石炭を、燃料として以外のことには使うと、いふことは、これは最近に始つたことではなく、もう昔から叫ばれておるひとでございまして、われわれも、できるだけその線に沿うべく研究したり、努

力しておりますが、燃料以外の点、いわゆる石油化学、石炭化学、今、現在の乾馏化学、ガス、実際は、それから離れたものになるわけでござりますが、これはなかなか実際問題としては、それによって石炭鉱業を育成、育てて、苦しまずにはやつていけるといら段階にいくには、これは、私らはよくわかりませんが、きわめてほど遠い問題じやないかと思います。理論的に、あるいは化学的には、十分に考えられ、また大いに希望を持てるようと思われますが、実際問題としては、石炭を燃料以外のことにして使うことによつて、どれまで発展できるかといふことは、考えてはいかなければならぬが、むずかしいことであるというふうに考えます。

たとえば今お話を完全ガス化というような問題も、これは、大部分が燃料の問題としての問題でございまして、いわゆる石炭化学——今呼ばれている新しいいわゆる石炭化学ですね、こういう問題については、できるだけ勉強はしなくちやならないが、当面の問題の貯炭の解決とか、あるいは出炭の解決とか、現在及び近い将来においては、非常にむずかしい問題じやないかと思うのですが、ただ、部分的に企業として成り立つか成り立たぬかということは、これは成り立つと思われます、だけれども、実際の大きな数量を動かして、石炭政策が、それによって反対になるということはむずかしいのじやないかと、こういうことを申し上げます。われわれのところでも、ガス化の問題については、数年前から、いろいろやつておりましたが、これはコマーシャル・ベーシスに立つてとうてい成

○阿具根監君 現実の問題で、大槻さんには、それでは一つお尋ねいたしましたが、今度約一千万トン縮小して、四千八百万トンの石炭を出される、こういうことを業界でおきめになつておるとい聞いておりますが、今一千百数十万トンの貯炭をかかえて、こういう対策を立てられたとするならば、今、この貯炭が正常貯炭に歸るのは、いつの目標でござりますか。いつ正常貯炭になるために、これだけの減産をするのだ、こういうお考え方で、お立てになつておると思われますので、その点を一つ、お教へ願いたい。

○参考人(大槻文平君) これは、先ほど申し上げましたように、来年の三月末に三百万トン——業者の手持ちです、三百万トンの貯炭といふものを目標にして対策を講じております。

○阿具根監君 これは、政府に私が質問いたしましたのと同じことでございまして、同じ御答弁でございますので、まあ政府と業者の皆さんと、十分石炭対策をお立てになつて、こういうことをやられておるということがわかりまして、質問を続けるわけなんですが、そいたしますと、来年の三月ないし四月には、正常貯炭になるのですな。そうすると、その後は、政府の計画した通りにいくものと考えてみれば、相当な今後は石炭といふものが必要になつてくる、こうしたことになつてくると思うのです。

そういういたしますと、今から来年の三月まで、ちょうど一年間、その間に貯炭をさばく。そのため労使間の問題

は、ここで触れるべき問題でございませんから触れませんが、私たちが考えておられる場合に、やはり今の労使両の状態を見てみます場合に、何が原因だらうかと見てみますと、やはり一番危険な、一番いやな作業をしておる石炭労働者の生活が、満足する生活になつておらない。藤岡さんは、外国と比較して、外国は石炭が一番いいと言つておられましたが、石炭、あるいは鉱山でも、そうですが、地下で作業しておる人は、一般労働者よりも優位にあっても下位にあつてはならない、これは生命の危険から、あるいは環境から考えてみまして、これは言えると思うのです。

になつてくる。これでは労使間は、うまいかぬのじやなからうか、こういふ考えをするわけです。何も業者だけの責任と言つておるのじやないので、所でつつきますから、政府が勝手に出せ出せといつて号令をかけておいて、これだけ年間で使うのだ、四十二年度は六千四百万トンの石炭を使うのだと、いつて号令をかける。五十年度は七千二百万トンだ。だから今、藤江さんが言われたように、ちゃんとそれだけの準備をされておる。だけれども、今まで、わざか四千九百万吨出したのに、一千二百万トン近くの石炭がない、勞働者にやめてもらうなり、こういう余つてきた、業者が苦しいから、しようがない、賃金を下げるなり、あるいは労働者にやめてもらうなり、こういう政策が出てくるけれども、そういうことは、夢にも知らずに働いておつたこの労働者というのは、非常にみじめなものだ、こういうことを考えてみますと、炭鉱労働者の実態、それから会社のいわれておるいわゆるコスト・ダウノン、コストを下げなければできないと、いうようなことから種々考えてみて、特にいい会社は別ですよ、日本の炭鉱全部を見た場合に、企業としての石炭業の限度にきておるのでではなく、むしろ、私企業では限界にきておるのでなかろうか、私は、こういふように考えておるのであります。

お使いになつてゐる業者の方は、他業よりも苦しい生活をしてゐるからと上げてやるのが、当りますだ。しかし上げられないのだといふのが業者の考え方だと思う。そういたしますと、日本の炭鉱のあり方からいって、これは全般的に一応眺めてみれば、私企業としては、一応の限界にきておるのでなかなか思う。炭鉱の労使間の紛争といふものは、今までやつたならば、何年たつても、毎年々々お互に血みどろになつて闘争を繰り返さなければならぬのではなかろうか、こういうふうに考えるわけですが、間違つておつたら御指摘を願いたいと思います。

○参考人(大槻文平君) 先ほどから、炭鉱の賃金が非常に低いということが言われておるのであって、詳細に、各業種と比較検討した場合には、炭鉱の賃金は、決して現在日本の賃金としては低くないのです。もちろんそれはドイツ、あるいはアメリカはもちろんである問題になりませんけれども、ドイツあたりに比べまして、二分の一くらいの賃金であります。しかしながらドイツの能率は、日本の倍以上になつております。倍以上の能率であるがゆえに倍の賃金を払うということは、これ自然是のことでないか、賃金は、結局能率というもののとミートするといふことが大切なことだと私は思うのであります。

現在、炭鉱に行つてごらんいただけば、特に大手あたりの炭鉱に行つていて、ただけばおわかりでありますけれども、鉱員の住宅にも、テレビのアンテナ等が林立しているという状態であります。

して、これは決して現在の炭鉱の労働条件が良くなっている訳ではありません。ただ、われわれの会社で申し上げますならば、会社が預っておりますところの労働者の貯金と、その賃金であるということを証明しているのではないかというふうに私は考えるのです。

もちろん、今お話をございましたように、坑内で働く者に、その国の一番高いレベルの賃金を払えということについては、私は同感であります。しながら現在炭労が示しておりますように、生産性向上に反対するという立場の態度に対しまして、生産性を向上しないで、何がゆえに高い賃金が払はるかということをわれわれは申し上

たいので、こういう点は、かりに社会主義の世の中になつても、共産主義の世の中になろうとも、国営になろうとも、国管になろうとも、生産性の向上に反対する建前において企業といふのは成り立つわけはない、この大論をおろして、お互に協力することによって、私は炭鉱の私企業としての立場でもありますんで、幸い今度は、在はまだ続くものであるというふうに考えております。

○阿木根監査官 生産性の向上の問題について

つきましては、私は、私なりの意見を持っておりますが、きょうはそんな場合でもありますんで、幸い今度は、炭鉱の労働者が、そういう高い賃金で、テレビが林立しているという

は、私は不幸にして全国の炭鉱を見  
おりませんが、そこまで、私は考へてな  
りません。あるところでは一、二そ  
は見ておられます。あるところもありま  
す。炭鉱以外に林立しているといふところ  
とは知つております。しかし日本全国  
の炭鉱が、おしなべてそういう優遇さ  
れておるということは、私は不幸に  
て知りませんが、幸い労働者の代表人々  
来ておられますから、藤岡さんに、  
ここまで炭鉱の労働者が優遇されておる  
のかということを、一つお聞かせ願  
たいと思います。

○参考人(藤岡三男君) ただいま大井炭  
さんの方から、炭鉱の賃金は、他産業  
に比較して低くない、というお説であつ  
ますが、賃金を比較する場合に、給与と  
金と時間割賃金とあると思います。  
で、大まかに申し上げまして、ナ  
ー、坑内と坑外と分けてみて、坑外労  
働者は、一般産業労働者と匹敵しま  
ので、それを見てみますと、おそらく  
一般産業労働者に比較して、六割な  
し七割程度である。これは大體さん  
御承知だと思います。では、平均はどう  
なっているかと申しますと、今申しし  
げましたように、炭鉱労働者の賃金  
中には、坑内にあっても、相当残業  
多くあります。だからこの産業は、も  
ろん基準的な賃金として、われわれが  
算定するわけに参らないと思います。  
これはやはり基準外として、取つて  
る賃金でありますから、賃金の比較  
については、やはり一時間当りの賃金、  
幾らになるかというのが正しい賃金  
比較であると考えます。

そなつて参りますと、今から申  
上げますが、炭鉱賃金を、坑外を一〇  
と考へてみましても、電気機械器具

一〇、それから機械製造が一二〇、それから非鉄金属が一二〇、それから鉄鋼が一四六、化学工業が一〇九、印刷業が一四九、紙、パルプが一五四、それから織維、これは特殊的な産業でありますので、これが相当低くなつております。大体全般的に眺めてみると、織維産業を除いた産業よりも低いということは、ほんと、女性が相手でありますので、これが相当低くなつております。大体全般的に眺めてみますと、織維産業を除いた産業よりも低いということは、ほんと、毎勤の統計から出ておりますので、これを読んでいただけばおわかりかと思います。

それからもう一つは、生産性向上運動の問題が出来ましたが、私どもは、何も生産性向上に反対しているわけではありません。と申しますのは、われわれを、労働者を犠牲にする生産性向上運動には反対するのだということになります。だから、あくまでも犠牲にしていません。と申しますのは、われわれを、労働者を犠牲にする生産性向上運動には反対するのだということになります。だから、あくまでも犠牲にしていません。たとえば現在行なつております中におきましても、たとえば機械を入れたい、ホーベルを入れたい、その場合にどうするか。ホーベルが入つて参りますと、当然生産性が向上して参ります。そういうつて参りますと、これは機械を入れた、つまり経営者のみの責任、あるいは利潤ではないから、当然この場合には、労働者の分け前といふものが必要であるので、この場合には、幾らのトン数になるか。どのくらい上昇するか。それでは上昇した場合に、われわれに幾らやるのか、こういふ相談をいたして。そこでこれだけ上昇するから、この機械を入れるために、生産がこれだけ上るので、これだけ賃金がふえてくる。だからその賃金があふえ、あるいは労働条件が低下せず

に賃金があふえていくことになつたら、機械を入れてよろしい、こういふ交渉をやつて、現在ホーベルも入れておりますし、あるいはまたその他のお機械を入れておるわけあります。だから、われわれとしては、先ほど申し上げましたように、われわれを犠牲にする生産性向上運動には反対しているのだ。だから、あくまでもやはり生産性の向上そのものについて僕等は反対しているわけではない。と申しますのは、そういう考え方であります。今まで機械が入つても、決して機械を入れてはいかぬ、あるいは錆坑を掘つてはいかぬ、こういうことをやつた覚えはありません。だからその場合は、われわれに、それはね返りといふものは当然きている。こなければならぬ、こういう考え方方に立つておりますから、そういう交渉をやつてきたし、またそのことが実現されたからこそ、数字として今能率が上つっているところがはつきり言えるわけありますから、生産性向上運動に反対する者に賃金をやる必要はない、そういう意味のことを言わされましたので、その点の誤解がありますから、はつきり僕らの見解を表明しておきたいと思います。

鉱が立ち直った。こういふことは、私どもは考へられないと思うのです。また大手の方では、新昭和石炭株式会社をお作りになりますて、ここでも百万トン買い上げるのだ。こういふことが出て、貯炭をどうするかという問題になつてくれば、百万トンの石炭にしても、には、私は少し疑義を持つております。しかし当面の問題として、これだけの貯炭をどうするかという問題になつて、これは、百万トン、くらいといふようなことは言えない、かように思うわけなんです。そういう点から考えまして、私どもはこれでは、まだ足らない、まだなまぬるい、少くとも多いに越したことはございませんが、もう二百万トンぐらいいは何とか買い上げしなければならない、こういふして業者へ、あまり負担をかけないようになんかねばならない、こういうよろんな考え方を持っておりまして、そのため、たとえば中小炭鉱の方々は資金を下して、そして中小炭鉱で貯炭を、その余った炭を買ひ集めるようにしてくれ、こういう御意見があるようですし、大炭鉱の方は大炭鉱の方で、そういう共同貯炭場でも作れ、こういうことでございますが、それははづべておっしゃるのは國民の税金である、國から金を出して、そして自分たちの石炭を守る、こういふことを言つておられると思うのです。

私どもは、そうではなくて、もちろん考え方は、そぞでございますけれども、國が金を下したならば、それだけ國がその貯炭に対し、業者に対してやはり一応の規制をしますよ。金を出して野放しに、業者の方が石炭が足らなくなつたらば、自由にそれから出してい

く、あるいは石炭が余った場合には、由にそこに集める、そういうことではなくて、国がその責任を負うべきではなかろうか。国が出資をして二百万トンは販売時期なり、数量なりといふものこの問題に対しても、まだあきらな合理化法案でも、いわゆる、これでは非常に經營の悪い非能率の炭鉱を買い上げるだけであつて、非能率の施設をつぶすだけであつて、実際の石炭の余つておる、貯炭に対する対策にはなつておらない。だから、これに対しては、国が金を出して買い上げる、金を貸して。しかし、それに対しては国が権限を持ちますぞ、こういうような考え方を持つておるのです。が、そういう点に対しては、どういうふうにお考えでしょうか、これはどなたからでも受けつけうる、一つお教え願いたいと思います。

従つて、基幹産業でありますとこゝの石炭に対しましても、私は、この繩維産業に示された程度の国庫負担はあってしかるべきではないか。しかも現在問題になつておりますこの百万トンの買い上げにしましても、われわれがトン当たり二十円ずつの金を出して整理をするのでありますと、法律は作つていただきますけれども、国家のお世話をになつてゐるのはない、こういうふうに私は思いますので、國が、やはりある程度の力をこの石炭鉱業の育成のために貸していただくということはあっていいのではないか。

そういう意味から申しまして、ただいまお話のありましたような國家の金でもつて貯炭をさらにお買い上げるというようなことは、現在の時期においては、最も適切なる処置ではないかといふふうに考えられます。

○阿具根監君 最後に――皆さんお聽きですか、これでやめますが、最後にもう一つ、先ほど申しました、まあガス化の問題について、大槻さんからは、それは遠い将来のことであつておれば、だれも手をつける者はおりません。そういうのに手をつけるにとどございましたが、しかし、それは遠い将来の問題であるということにしておれば、だれも手をつける者はおりません。そういうのに手をつけるのにとて、今が一番いい時期ではなかろうか。これだけの貯炭をかかえており、先ほど大槻さんも御賛成下さいましたが、たとえば國が二百万吨なら二百万吨の石炭を買い上げ、そしてその一部分を、そういう方面に使って研究をするのだ。こういうよろなことだつたならば、これはたゞ遠い将来のことであつても、石炭の全部をそいうい

ガス化なり、あるいはその他の化学方程式に使うということは、これは今の時期としては、それは考え方をせんけれども、その一部でも、そういうことを使って、実際採算に合うのだと、ようなことになつてくれば、石炭業界としても、非常にこれは明るいことになるのではなかろうか、こういうような考え方から現実の問題としては、何とかして國に買い上げてもらいたい。しかもその権限は、もちろん國が持つのだ。またその中において、個々の会社ではやられたううござりますけれども、結論が出てない。こういう問題についても、相当の研究をすべきではなかろうか、こういう考え方を持つておりますが、これはおそらく反対はされまいと思うのですが、そういう考え方からして、当面の問題として、将来の石炭というものに対する考え方を一つ考えて、そして基礎産業をどうするかという問題にいかねば、今まで重油を石炭を比べると、石炭はコストが高いから、労賃が高いから、いや安いからということで、みな責任は、よそに押しつけたような格好になつてしまつて来ているのではなかろうか、こういうふうに感するわけです。

ふくれたその貯炭は、その分だけ、ちょうど外国から入れてあるわけです。そういう責任は、國にあるのでありますから、いやしくも國の施策としては、そういうことをやつてもらわなければ私はいかぬと思うのですが、大槻さん、その辺について御賛成下さるでしょうか。

○参考人(大槻文平君) どうも突然の話でございまして、貯炭を使ってガス化の研究をするという問題ですが、いわゆる方向としては望ましいことではないかといふに私個人としては考えます。しかし、これは先ほど申し上げましたようにめいめい個人に、いろいろな考え方を持っている人があるでしょうから、石炭界全体の意見というふうにとられては非常に困りますけれども、私としては、貯炭の一部を使って、そして将来発展すべき方向に新分野を開いて研究をするというようなことは、意味のあることであるといふに考えるわけであります。

○委員長(田畠金光君) 参考人の方々には、まさに長時間にわたり、いろいろ貴重な御意見を承わり、ありがとうございます。委員会を代表して、厚く御礼申し上げます。

本委員会といたしましては、皆さんの御意見を参考といたしまして、本案の審査を進めていきたいと存します。

速記をとめて。

○委員長(田畠金光君) 速記を起し  
て。  
【速記中止】

暫時休憩いたします。

午後三時四十四分休憩

【休憩後開会に至らなかつた】

昭和三十四年四月四日印刷

昭和三十四年四月六日發行

參議院事務局

印刷者 大藏省印刷局